

香美町社会体育及び文化活動における大会等派遣費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国大会等に県を代表して出場する者（以下「出場者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、香美町補助金等交付規則（平成17年香美町規則第37号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、町内に住所を有し、かつ、居住している出場者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、教育関係機関団体が主催又は主管する全国大会等（以下「出場大会」という。）とする。ただし、教育長が適当と認めるときは、この限りでない。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、出場大会の参加に要した経費のうち、交通費、宿泊料、参加料、保険料その他教育長が必要と認める経費とする。

2 交通費及び宿泊料は、香美町職員等の旅費に関する条例（平成17年香美町条例第43号）に定める額を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の50パーセント以内の額とする。

(申請の添付書類及び提出期限)

第6条 規則第5条第5号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 大会等派遣事業計画書（様式第1号）
- (2) 出場大会の要項

2 規則第5条の書類の提出期限は、出場大会が開催される日の10日前までとする。

(実績報告の添付書類及び提出期限)

第7条 規則第13条第7号に規定する書類は、次のとおりとする。

(1) 大会等派遣事業実績明細書（様式第2号）

(2) 成績表又はそれに準ずる資料

2 規則第13条及び第15条第2項の書類の提出期限は、出場大会が終了する日の10日後までとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成20年10月1日から施行する。

（香美町社会体育及び文化活動における大会等出場者の旅費助成要綱の廃止）

2 香美町社会体育及び文化活動における大会等出場者の旅費助成要綱（平成18年香美町教育委員会告示第3号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行前に旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

4 この告示の施行前に全国大会等に出場した者に係る補助金については、なお従前の例による。